

申請に対する処分

処分名	郵便等投票証明書の交付申請
根拠法令	公職選挙法施行令第59条の3
所管課	選挙管理委員会事務局

1 審査基準

申請を行うことができる人。

- ア (身体障害者)・両下肢・体幹・移動機能の障害の程度が1級又は2級
・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害の程度が1級若しくは3級
- イ (戦傷病者)・両下肢等の障害が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第2項症まで
・内臓機能障害が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症まで
- ウ (介護保険要介護者)・介護保険被保険者証の要介護が5

【代理記載について】

上記ア～ウの人のうち身体障害者で上肢若しくは視覚障害が1級の人，戦傷病者で上肢若しくは視覚の障害が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第2項症までである人（自ら投票の記載ができない人）は，代理記載に該当する旨を郵便等投票証明書に記載することを申請することができる。

申請の手順

- ア 選挙管理委員会に対し，本人または代理により郵便等投票証明書の交付申請を申し立てる。この時身障者手帳・戦傷病者手帳・介護保険被保険者証を提示する。
- イ 郵便等投票証明書交付申請書に本人が署名（代理により申請があった

場合は、選挙管理委員会職員が自宅等に出向き、本人の署名をもらう。)

代理記載を併せて申請する場合は、郵便等投票証明書交付申請書・代理記載人になる同意書及び宣誓書・代理記載人となるべき者の届出書を代理記載人が記入・署名し、提出する。

ウ 申請を受けた市選挙管理委員会は、審査後、郵便等投票証明書を選挙人に郵送する。

閲覧の許可等の要件

ア 上記 申請を行うことができる人と同じ要件

イ 代理記載については、代理人が選挙権を有すること及び代理記載人になることの同意

2 標準処理時間

1 週間